

総務委員会資料

陳情第67号

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める陳情

資料1 我が国の労働経済の概況について

資料2 最低賃金制度について

資料3 平成28年度地域別最低賃金改定状況

資料4 主要国（G7）の最低賃金

資料5 国の中小企業支援策について

資料6 中小企業に対する税制上の措置

資料7 下請取引の適正化に向けた関係法令の概要について

資料8 雇用政策基本方針（概要）と雇用施策（厚生労働省）

経済労働局

平成29年1月19日

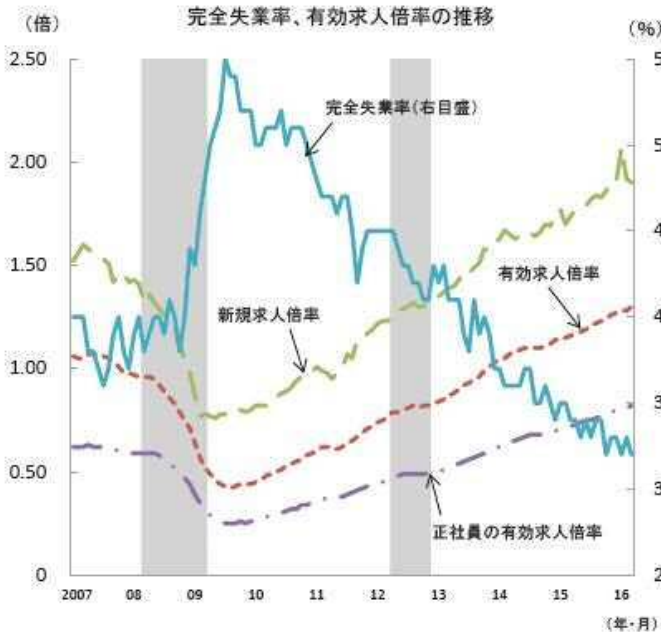
我が国の労働経済の概況について

1 労働経済の推移と特徴(平成 28 年版 労働経済の分析：厚生労働省)

(1) 雇用、失業等の動向

- 平成 27 (2015) 年度平均で完全失業率は 3.3%と 19 年ぶりの低水準、有効求人倍率は 1.23 倍と 24 年ぶりの高水準、正社員の有効求人倍率が平成 28(2016) 年 3 月に 0.82 倍と過去最高の水準となるなど、雇用情勢は着実に改善
- 非正規雇用から正規雇用への転換は平成 25 (2013) 年以降 3 年連続で増加し、不本意非正規の割合も、前年同期比で 9 四半期連続で減少

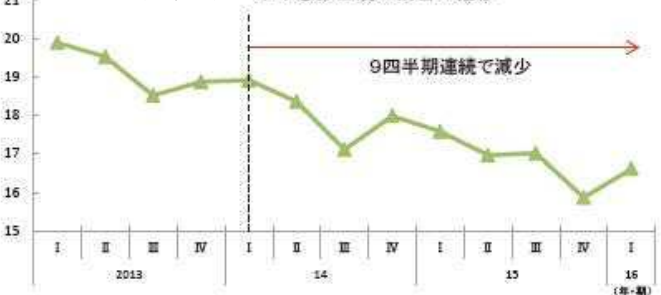
(図表 1)



(図表 2)



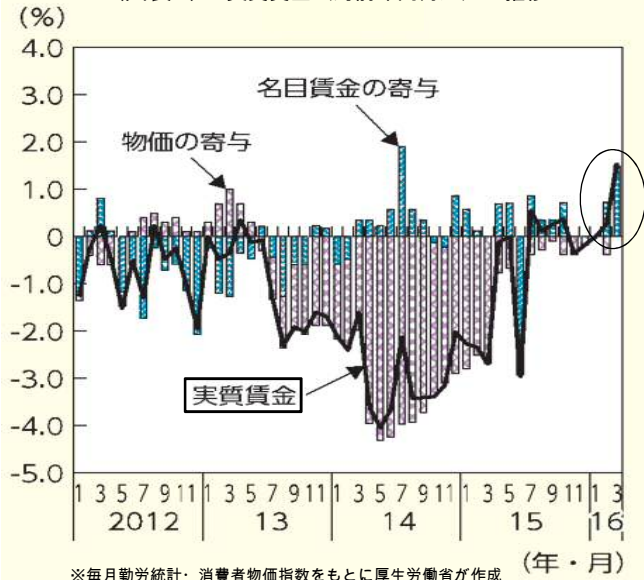
(図表 3) 不本意非正規の割合の推移



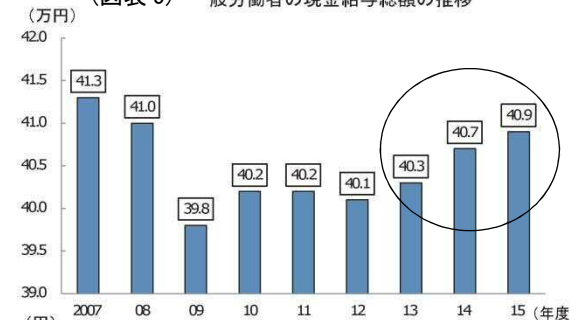
(2) 賃金の動向

- 実質賃金は平成 28 (2016) 年 1 月以降増加傾向で推移
- 一般労働者の現金給与総額は 3 年連続の増加、パートタイム労働者の時給は、平成 27 (2015) 年平均で過去最高水準の 1,069 円となっている。

(図表 4) 実質賃金(対前年同月比)の推移



(図表 5) 一般労働者の現金給与総額の推移



(図表 6) パートタイム労働者の時給の推移



※年度平均は、2012年度1,031円、2013年度1,041円、2014年度1,055円、2015年度1,070円

2 就業形態の多様化の状況 - 非正規雇用が4割 -

多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資するため、正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識面を含めて把握するため行われる「就業形態の多様化に関する総合実態調査」の平成26年の調査結果では、日本産業標準分類の一般公務部門を除いた5人以上の事業所において、労働者の4割が出向・派遣・パート等の非正規雇用となった。

(図表7) 就業形態別労働者割合

(単位：%) 平成26年

	全労働者	正社員	正社員以外の労働者							
				出向社員	契約社員 (専門職)	嘱託社員 (再雇用者)	パートタイム労働者	臨時労働者	派遣労働者 (受入れ)	その他
総数	100.0	60.0	40	1.2	3.5	2.7	23.2	1.7	2.6	5.2

* 定義等が違うため総務省の「労働力調査」の結果とは異なります。

3 給与所得者の給与階級別状況 - 年収200万円以下が23.6% -

平成27年の1年を通じて勤務した給与所得者の給与階級別の割合をみると、300万円超400万円以下の者が17.5%で最も多く、100万円以下(8.6%)と100万円超200万円以下(15.0%)を合わせた200万円以下は23.6%となっている。

(図表8) 給与階級別労働者割合

(単位：%) 平成27年

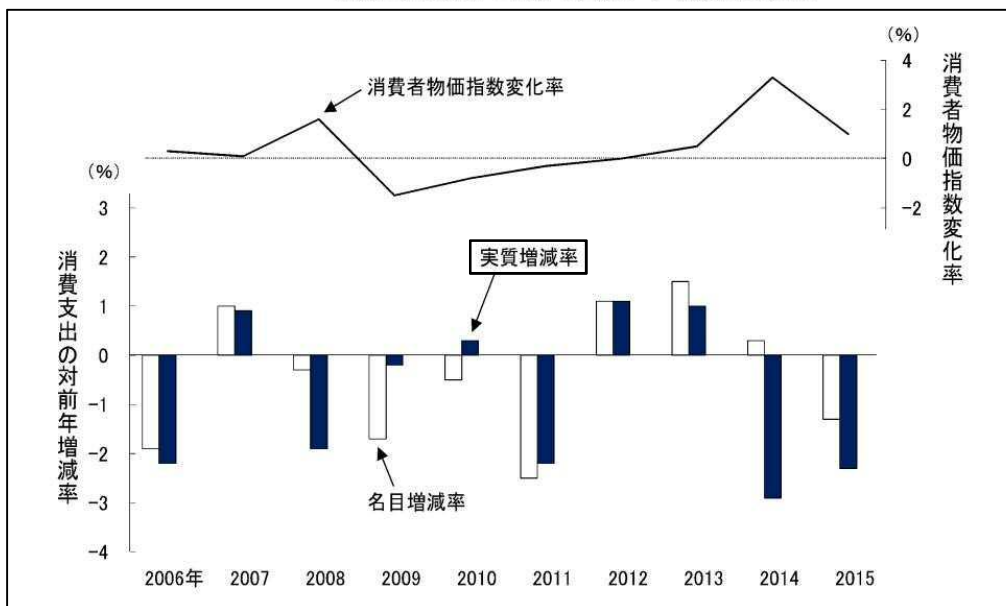
	全労働者	100万円以下	100万円超 ～ 200万円以下	200万円超 ～ 300万円以下	300万円超 ～ 400万円以下	400万円超 ～ 500万円以下	500万円超 ～ 600万円以下	600万円超 ～ 700万円以下	700万円超 ～ 800万円以下	800万円超 ～ 900万円以下	900万円超 ～ 1000万円以下	1000万円超 ～
		総数	100	8.6	15	16.3	17.5	14.1	9.7	5.9	4.1	2.7

資料出所 国税庁「民間給与実態統計調査」より作成

4 消費の動向 - 消費支出は2年連続実質減少 -

消費支出の対前年実質増減率の推移をみると、東日本大震災が発生した平成23(2011)年は減少となっており、その後の平成24(2012)年、平成25(2013)年は2年連続で実質増加となったが、平成26(2014)年は消費税引き上げの影響などもあり減少に転じ、平成27(2015)年も減少となり、2年連続の実質減少となった。

(図表9) 消費支出の対前年増減率の推移(二人以上の世帯)



資料出所 総務省「家計調査年報」より作成

最低賃金制度について

1 目的

最低賃金法に基づき、国が、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低限度を定め、これを保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 効力

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、最低賃金法により定められた最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないが、最低賃金の適用を受ける労働者と使用者の間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分を無効とし、最低賃金と同様の定めをしたものとみなします。

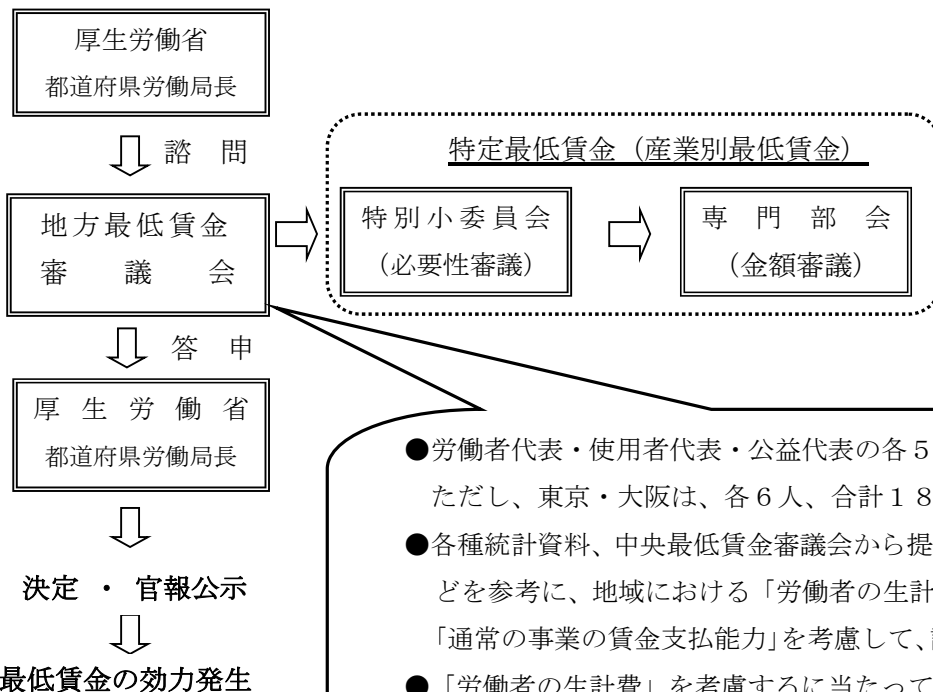
3 種類

- (1) 地域別最低賃金
都道府県ごとに、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- (2) 特定最低賃金（産業別最低賃金）
特定の産業に働く労働者とその使用者に適用され、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることができます。

4 決定の主な流れ

最低賃金は、厚生労働省の各都道府県労働局長が、地方最低賃金審議会に諮問し、同審議会の調査審議を踏まえた意見を聴いて決定します。

なお、特定最低賃金（産業別最低賃金）は、小委員会にて「必要性審議」を行い、改正の必要性があると決定した業種は、専門部会を開催して金額審議を行うこととなります。



平成28年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額（円）		東京都との差	神奈川県との差	発効年月日
	平成28年度	（平成27年度）			
北海道	786	(764)	-146	-144	平成28年10月1日
青森	716	(695)	-216	-214	平成28年10月20日
岩手	716	(695)	-216	-214	平成28年10月5日
宮城	748	(726)	-184	-182	平成28年10月5日
秋田	716	(695)	-216	-214	平成28年10月6日
山形	717	(696)	-215	-213	平成28年10月7日
福島	726	(705)	-206	-204	平成28年10月1日
茨城	771	(747)	-161	-159	平成28年10月1日
栃木	775	(751)	-157	-155	平成28年10月1日
群馬	759	(737)	-173	-171	平成28年10月6日
埼玉	845	(820)	-87	-85	平成28年10月1日
千葉	842	(817)	-90	-88	平成28年10月1日
東京	932	(907)	-	2	平成28年10月1日
神奈川	930	(905)	-2	-	平成28年10月1日
新潟	753	(731)	-179	-177	平成28年10月1日
富山	770	(746)	-162	-160	平成28年10月1日
石川	757	(735)	-175	-173	平成28年10月1日
福井	754	(732)	-178	-176	平成28年10月1日
山梨	759	(737)	-173	-171	平成28年10月1日
長野	770	(746)	-162	-160	平成28年10月1日
岐阜	776	(754)	-156	-154	平成28年10月1日
静岡	807	(783)	-125	-123	平成28年10月5日
愛知	845	(820)	-87	-85	平成28年10月1日
三重	795	(771)	-137	-135	平成28年10月1日
滋賀	788	(764)	-144	-142	平成28年10月6日
京都	831	(807)	-101	-99	平成28年10月2日
大阪	883	(858)	-49	-47	平成28年10月1日
兵庫	819	(794)	-113	-111	平成28年10月1日
奈良	762	(740)	-170	-168	平成28年10月6日
和歌山	753	(731)	-179	-177	平成28年10月1日
鳥取	715	(693)	-217	-215	平成28年10月12日
島根	718	(696)	-214	-212	平成28年10月1日
岡山	757	(735)	-175	-173	平成28年10月1日
広島	793	(769)	-139	-137	平成28年10月1日
山口	753	(731)	-179	-177	平成28年10月1日
徳島	716	(695)	-216	-214	平成28年10月1日
香川	742	(719)	-190	-188	平成28年10月1日
愛媛	717	(696)	-215	-213	平成28年10月1日
高知	715	(693)	-217	-215	平成28年10月16日
福岡	765	(743)	-167	-165	平成28年10月1日
佐賀	715	(694)	-217	-215	平成28年10月2日
長崎	715	(694)	-217	-215	平成28年10月6日
熊本	715	(694)	-217	-215	平成28年10月1日
大分	715	(694)	-217	-215	平成28年10月1日
宮崎	714	(693)	-218	-216	平成28年10月1日
鹿児島	715	(694)	-217	-215	平成28年10月1日
沖縄	714	(693)	-218	-216	平成28年10月1日
全国加重平均額	823	(798)	-109	-107	—

※出典：厚生労働省ホームページ

※毎年度3%改定した場合、全国加重平均が1,000円以上になるのは平成35年度

主要国(G7)の最低賃金

国名	最低賃金額	円換算	決定方法	適用
アメリカ	7.25米ドル(連邦政府決定)	746	連邦政府の金額をもとに州ごとに決定 最高額 10.5米ドル(1,080円) ワシントンDC 最低額 5.5米ドル(566円) ジョージア、ワイオミング * 差額 5米ドル(514円)	2016年1月
イギリス	7.2ポンド(25歳以上)	943	年齢によって4階層 16-17歳 4.00ポンド 18-20歳 5.55ポンド 21-24歳 6.95ポンド 25歳以上 7.2ポンド	2016年10月
フランス	9.67ユーロ	1,114	全国一律	2016年1月
ドイツ	8.84ユーロ	1,019	全国一律	2017年1月
イタリア	なし			
カナダ	10.9カナダドル(13州平均)	850	州ごとに決定 最高額 12.5カナダドル(975円) ノースウエスト(準州) 最低額 10.45カナダドル(815円) ブリティッシュコロンビア * 差額 2.05カナダドル(160円)	2016年1月
日本		832	地域(都道府県)別に決定 最高額 932円(東京都) 最低額 714円(宮崎県・沖縄県) * 差額 218円	2016年10月

※日本の最低賃金適用日を鑑み、2016年10月4日終値のレートで比較

1ドル=102.88円

1ポンド=130.93円

1ユーロ=115.25円

1カナダドル=77.99円

国の中小企業支援策について

1 国の中小企業支援策の方針について

(1) 概要

平成28年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」は、長年続いたデフレから完全に脱却し、中長期的に、実質GDP成長率2%程度、名目GDP成長率3%程度を上回る経済成長の実現を目的として、内需を下支えするとともに、高齢化社会を乗り越えるため潜在成長力を向上させる構造改革を進め、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心としています。

また、当該経済対策において、独占禁止法その他関連法規の運用を強化するとともに、業種別下請ガイドラインの充実・改善を行い、施策を通じて、下請け企業等の中小企業の取引条件の改善を図るとしています。

(2) 「未来への投資を実現する経済対策」の概要

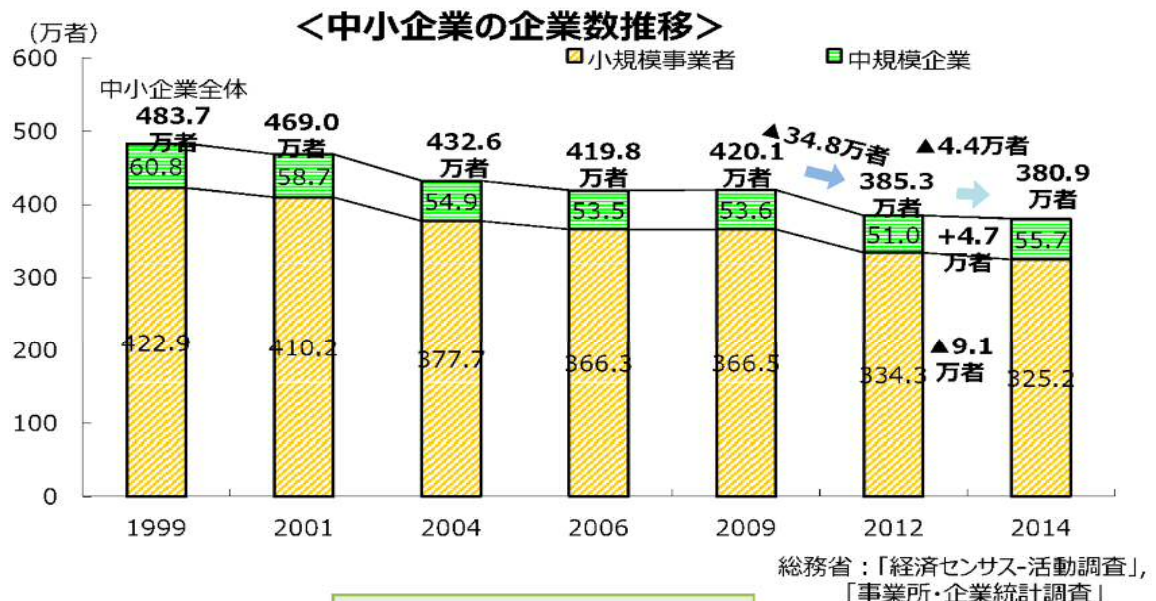
- I. 一億総活躍社会の実現の加速
- II. 21世紀型のインフラ整備
- III. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方支援

(1) 中小企業・小規模事業者向けの資金繰り支援

(2) 中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援

- IV. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化
- V. 成長と分配の好循環を強化するための構造改革等の推進

(3) 今後の中小企業・小規模事業者政策の柱



＜中小企業・小規模事業者政策の基本的な方向＞

1. 経営力強化・生産性向上に向けた取組

- (1) イノベーションの加速、ITの集中的な導入 (2) 中小企業等経営強化法の機能強化
(3) 国内外の需要獲得に向けた支援強化

2. 活力ある担い手の拡大

- (1) 創業・再生・承継の支援体制の高度化 (2) 人材の確保に向けた取組

3. 安定した事業環境の整備

- (1) 下請取引対策による取引条件改善 (2) 資金繰りの円滑化

4. 災害からの復旧・復興

- (1) 東日本大震災からの復興の加速化／熊本の復旧・復興

(4) 中小企業支援策の内容

【平成28年度第2次補正予算の主な中小企業支援策】

主な中小企業支援策	予算	事業概要
中小企業・小規模事業者の資金繰り支援	642.0 億円	指定金融機関の低金利融資制度の創設、信用保証協会を通じた前向きな投資支援
①地域未来投資促進事業	1001.3 億円	革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業、中小企業IT経営力向上支援事業、需要開拓支援事業による経営力向上、IT導入、販路開拓支援
②小規模事業者販路開拓支援事業	120.0 億円	事業所数で全企業のうち約9割を占める小規模事業者の販路開拓、生産性向上を支援
③地域未来投資の活性化のための基盤強化事業	10.0 億円	公設試等へのIoT設備等の導入支援を通じ、地域イノベーション創出のための新たな基盤を整備。
④取引条件改善事業	4.5 億円	下請けガイドライン作成業種ごとに、フォローアップや浸透に向けた取り組み強化、業種特性に応じた課題解決の仕組みづくり等
中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援	29 億円	<p>全国47都道府県で、事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)が1,000円未満の中小企業・小規模事業者に、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その業務改善に要した経費の一部を助成(支給額)</p> <p>i) 30円以上引き上げた場合上限50万円 ii) 40円以上引き上げた場合上限70万円 iii) 60円以上引き上げた場合上限100万円、90円以上引き上げた場合円上限150万円、150円引き上げた場合円上限200万円</p> <p>i)については、事業場内最低賃金が750円未満、 ii)については事業場内最低賃金が800円未満、 iii)については事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場が対象</p> <p>(助成率)</p> <p>i, ii) 7/10 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)、生産性要件を満たした場合には3/4 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5) iii) 1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)</p> <p>※ なお、既に事業場内最低賃金が800円以上の事業場についても、90円以上引き上げた場合には、上限額を引き上げた上で、助成率がi, ii)と同率に引き上げられるとともに、支給上限額も引き上げられる。</p>

【平成29年度概算要求の主な中小企業支援策】

主な中小企業支援策		予算	事業概要
経営力強化・生産性向上に向けた取組			
(1)イノベーションの加速、ITの集中的な導入	戦略的基盤技術高度化・連携支援事業	140.9億円	中小企業が産学官連携して行う研究開発等や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援
安定した事業環境の整備			
(1)下請取引対策による取引条件の改善	中小企業取引対策事業 等	15.4億円	下請ガイドラインフォローアップや浸透に向けた取組の強化、業種特性に応じた課題解決の仕組みづく、下請代金支払遅延等防止法の周知徹底・厳正な運用等、取引の適正化を実施
	消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業	31.3億円	転嫁対策調査官の配置、講習会の開催等
	消費税軽減税率対応窓口相談等事業	39.0億円	講習会・フォーラム開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレットによる周知
(2)資金繰りの円滑化	きめ細やかな資金繰り支援	261.0億円	中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化
	小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)	46.2億円	無担保・無法承認の低利融資
横断的課題である働き方改革と生産性向上			
(1)非正規雇用の待遇改善・最低賃金の引上げ	最低賃金の引上げと生産性の向上	29億円	全国加重平均が1,000円となることを目指す。経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充

2 中小企業と労働者の社会保険料負担

事業主の社会保険料（法定福利費）の負担率は年々増加しており、平成28年度は推計16.2%、従業員1人当たり年間約76万円。企業の社会保険料負担の売上総利益に占める割合も年々増加しており、特に中堅・中小企業では、比率が高い。最低賃金引き上げを含む中小企業の求める支援策として、「社会保険料負担の軽減」と「法人税等の税負担の軽減」が挙げられている。（出典：中企庁：平成28年度補正予算説明資料）

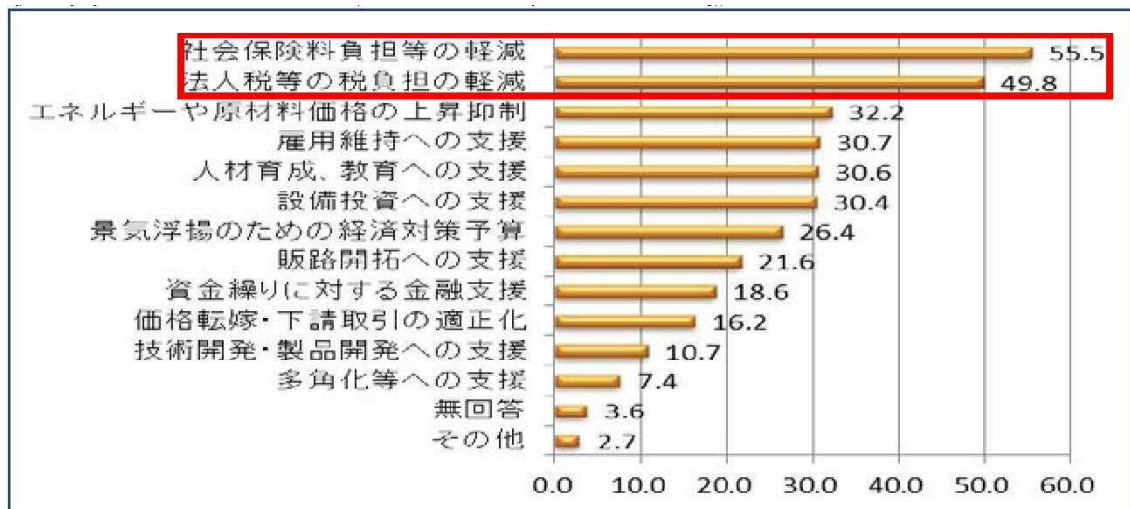
【事業主の社会保険料負担の現状】



出典：経済産業省作成

※負担率は、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、
労災保険料、一般拠出金の合算（厚生年金保険料は、各年度4月時点の料率で算出）
※支払額は、賃金構造基本統計調査(全国・一般労働者・所定外と賞与含む)をもとに推計

【最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策】



出典：平成27年度最低賃金引き上げの影響に関する調査（日本商工会議所）

※調査対象：中小企業 4,072社

回答企業数：2,625社（回答率：64.5%）

調査方法：各地商工会議所職員による訪問調査

【「未来への投資を実現する経済対策」に定められた社会保険関連施策（抜粋）】

Ⅲ. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方支援

(2) 中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援

中小企業・小規模事業者の経営力強化、生産性向上に向けた支援を拡充する。

あわせて、最低賃金引上げの環境整備措置を講ずる。

② 最低賃金引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する。また、事業主の雇用保険料の時限的な引下げについて、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度（2017年度）から実現する。

中小企業に対する税制上の措置

1 中小法人の法人税率の特例

中小法人は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までに開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています。

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分	15%
		年800万円超の部分	23.4%
	大法人（中小法人以外の法人）	全額	23.4%

※法人税の税率は原則として23.4%です。

2 交際費等の損金算入

法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人は、①800万円以下の交際費等の全額損金算入、②接待飲食費の50%の損金算入の選択適用が認められています。適用期間は、平成30年3月31日までに開始した事業年度です。

3 消費税の納税義務の免除

国内で課税対象となる取引を行った事業者は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が、1,000万円以下である場合、その課税期間に行った課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます（免税事業者）。

■個人事業者の場合の基準期間と課税期間



中小企業・小規模事業者関係予算・税制改正のポイント (平成27年度補正予算、平成28年度予算、平成29年度税制改正)

1 新たに取得する機械装置の固定資産税の軽減 (新設)

新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例 中小企業庁 企画課 03-3501-1765
財務課 03-3501-5803

- 中小企業が生産性を高める機械装置を新たに取得した場合の固定資産税 (1.4%) を3年間にわたって1/2に軽減します。

- 法の認定計画※に基づき取得する機械装置 (新品) が対象となります。

(適用期限：平成31年3月31日までの投資)

※ 中小企業等経営強化法 (平成28年3月4日閣議決定) の事業分野別指針に沿って中小企業等が作成する計画を主務大臣が認定したものの。

2 少額の減価償却資産の取得価額の損金に算入 (延長)

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業庁 財務課 03-3501-5803

- 従業員1,000人以下の中小企業が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計額300万円を限度に全額損金算入 (即時償却) できます。

3 雇用者への給与等支給額を増加させた場合の法人税の軽減

所得拡大促進税制

経済産業政策局 産業人材政策室 03-3501-2259

- 雇用者への給与等の支給額を一定割合以上増加させる等の要件※を満たした場合、その増加額の10%を法人税額から控除できます (税額の10%(中小企業者等は20%)が上限)。

- 平成27年度の税制改正において、給与等支給増加額の要件 (要件①) が緩和されています。

(適用期限：平成29年度末まで)

※適用要件：次の①～③を全て満たすこと

- ① 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上になっていること

< 増加促進割合（基準事業年度と比較し、適用に必要な雇用者給与等支給額増加率）の改正前後イメージ >

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
緩和前		基準事業年度	2%	2%	3%	5%	5%
緩和後	大企業	基準事業年度	2%	2%	3%	4%	5%
	中小企業者等					3%	3%

- ② 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額（前事業年度）以上であること
- ③ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額（前事業年度）を超えること

平成29年度税制改正で拡充予定

中小事業者で、平均給与等支給額が前年度比2%以上増加した場合、前年度からの増加額について税額控除を12%上乘せ

【要件①】給与等支給額の総額：
平成24年度から一定割合（下図）以上増加

【要件②】給与等支給額の総額：前事業年度以上

【要件③】
平均給与等支給額：
(1) 前事業年度を上回る
(2) 前年度比2%以上増加



(1) 賃上げ率2%未満の企業
税額控除10%を維持

(2) 賃上げ率2%以上の企業
前年度からの増加額について
税額控除を**12%**上乘せ

下請取引の適正化に向けた関係法令の概要について

中小企業憲章

【基本原則】

4. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

【行動指針】

5. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

中小企業基本法及び下請取引関係法の主な規定

中小企業基本法

【取引の適正化】

第22条 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、**下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。**

下請中小企業振興法

- 親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育てあげることが目的
- 国は、親事業者と下請事業者の望ましい関係を示した「**振興基準**」を策定

親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記するなど、親・下請双方の適正取引や付加価値向上に向けた改正を実施（平成28年12月14日経済産業省告示）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

不当な取引制限や不正な取引方法を禁止

下請代金支払遅延等防止法（下請法）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を規定するとともに、親事業者の義務及び禁止行為を規定

- 親事業者の義務
 - ・ 書面の交付義務
 - ・ 書類作成保存義務
 - ・ 下請代金の支払期日を定める義務
 - ・ 遅延利息の支払い義務
 - 親事業者への禁止行為
 - ・ 受領拒否の禁止
 - ・ 下請代金の支払遅延の禁止
 - ・ 下請代金の減額の禁止
 - ・ 返品禁止
 - ・ 買ったたきの禁止 等
- 違反したときは50万円以下の罰金
禁止行為を行ったときは勧告措置

平成28年12月14日付で運用基準を13年ぶりに改正違反行為となる事例を大幅追加（66事例から141事例）し、下請法の運用を強化

国の雇用政策基本方針（概要）と雇用施策（厚生労働省）

1 雇用政策基本方針（概要）（平成 26 年 4 月 1 日策定）

少子高齢化に伴う人口減少、グローバル化による競争激化など、雇用をとりまく社会や経済は構造変化の中にある。そのような中で、厚生労働省は、雇用政策の将来ビジョンとして「仕事を通じた一人一人の成長と、社会全体の成長の好循環」を目指し、当面 5 年程度の間に取り組むべき雇用政策の基本的な方向性を以下の通り定めている。

～仕事を通じた一人一人の成長と、社会全体の成長の好循環を目指して～

（1）雇用政策の基本的な考え方

- ① 社会全体での人材の最適配置・最大活用
 - ・ 外部労働市場の機能強化に向けて、能力開発・能力の「見える化」、民間人材ビジネス、地方公共団体、公共職業安定所等の連携によるマッチング機能の最大化といった「労働市場インフラ」の整備
 - ・ 公正で納得できる処遇や、キャリア形成に配慮した人事配置等の適切な雇用管理。
- ② 危機意識をもって「全員参加の社会」を実現
 - ・ 労働力人口が減少する中で、働く意欲と能力のある者が参加することができるよう、それぞれに必要なとされる支援を実施。
 - ・ 特に、社会の担い手となる若者に対して総合的かつ体系的な枠組みによる支援を実施。

（2）雇用政策の基本的な方向性

- ① 労働市場インフラの戦略的強化
 - ・ 人的資本の質の向上と職業能力の「見える化」
企業内、個人主導など様々な機会を捉えた職業能力開発の強化
能力評価のものさしを整備し、職業能力の「見える化」を推進 等
 - ・ マッチング機能の強化
民間人材ビジネスなど外部労働市場全体でマッチング機能を最大化
公共職業安定所ごとの評価制度の導入や IT の活用による公共職業安定所の改革・機能向上 等
 - ・ 失業なき労働移動のための一体的な支援
求職者・求人企業に関する情報の充実、移動元企業の転職支援促進 等
- ② 個人の成長と意欲を企業の強みにつなげる雇用管理
労働者の主体性、内発性を引き出す雇用管理の実現、各企業の雇用管理 の状況について情報開示を推進、労使コミュニケーションの活性化 等
- ③ 「全員参加の社会」の実現に向けて
 - ・ 「全員参加の社会」にふさわしい働き方の構築
労働者の希望を生かした多様な働き方の実現（非正規雇用から正規雇用への転換に向けた支援、能力開発支援、多様な働き方のための環境整備）等

「時間意識」を高め、「正社員＝いつでも残業」を変えよう（恒常的な長時間労働がなく、年次有給休暇が円滑に取得できる働き方の実現）等

- ・ 意欲を高め、全ての人に、仕事を通じた成長の機会を
教育と雇用をつなぎ、あらゆる状況の若者にキャリア形成のチャンスを提供
→在学中から就職後まで総合的、体系的な対策を推進 等
 - 「シニアの社会参加モデル」を構築 →様々な働き方や活躍する場の創造 等
 - 「女性の活躍は当たり前」という社会へ→ポジティブ・アクションの更なる推進 等
 - 男性の働き方にも多様性・柔軟性を →家事・育児参加促進 等
 - 障害者等が能力と適性に応じて活躍できる社会を目指して→福祉、教育、医療
などから雇用への円滑な移行の推進 等
 - 様々な事情・困難を克服し、就職を目指す人たちを支援 →生活保護受給者、
生活困窮者、ひとり親家庭、刑務所出所者等への支援 等
 - 外国人材の活用により我が国の経済活性化を→高度外国人材の受入・定着 等
- ④ 良質な雇用の創出
雇用志向の積極的な産業政策、サービス業などの人手不足産業の雇用環境の改善、
地域の雇用機会の確保 等

2 平成28年度第2次補正予算・平成29年度概算要求の雇用施策

平成28年度第2次補正予算	
地域における良質な雇用の創造等 (戦略産業雇用創造プロジェクトの拡充)	30億円
各都道府県の提案する産業政策と一体となって雇用を創出する事業として、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選定し、補助を行う。	

平成29年度概算要求	
地方創生に向けた地域雇用対策の推進 (「地域活性化雇用創造プロジェクト」(仮称)等)	145億円
産業政策と一体となった正社員としての雇用機会創出のための都道府県の取組を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」(仮称)や市町村単位で雇用課題の解決に取り組む「実践型地域雇用創造事業」等により、地方自治体と連携した取組を行い、地域の実情に即した雇用創出・人材育成を推進	
地方への正社員就職支援の強化	7.7億円
地方への正社員就職を促進するため、「地方人材還流促進事業」(LO活プロジェクト)により、首都圏等において地方への就職を希望する若年者の掘り起こしを図るとともに、新卒応援ハローワーク等に就職支援コーディネーター等を新たに配置し、地方自治体等と連携した就職支援	